令和３年度　第１回大田区障がい者差別解消支援地域協議会　議事要旨

日　時：令和３年７月１日（木）14時30分から15時30分まで

出席者：荒木委員、石渡委員、川﨑委員、閑製委員、小堀委員、佐藤委員、

志村委員、杉山委員、鈴木委員、砂岡委員、曾我委員、高橋委員、

長尾委員、中原委員、堀江委員、松本委員、宮田委員、山田委員、

山根氏（名川委員代理）、吉田委員（五十音順）

１　開会

２　会長挨拶

３　福祉部長挨拶

４　議題

（１）障害者差別解消法に係る相談状況について（令和２年度下半期）

障害福祉課長が資料２及び資料３に基づき説明

（砂岡委員）　資料２整理番号２番の相談事例に記載されているＵＤトークとは、どういった機能があるのか。また、ＵＤトークの使い勝手や、大田区での導入についてうかがいたい。

（障害福祉課長）　ＵＤトークは、音声を画面に文字化するツールである。当課で試験的に使用しているが、ゆっくりとした話し方であれば、およそ90％以

上は文字化することができる。今後、事業者とも連携しながら活用を検討していく。

（砂岡委員）　完璧な翻訳は難しいとは思うが、これらのツールは日々進化しているため、活用を広げていけるとよい。

（曾我委員）　資料２整理番号１番について、診察前にあらかじめ10分以上かかることが予測できるケースは限られているため、実質的に受診拒否に等しく、不当な差別的取扱いに該当するケースになると思われる。クリニックには法の説明、対応指針等を伝えているが、対応はそこで終了したということか。

（障がい者総合サポートセンター次長）　当該クリニックは、障がいの有無にかかわらず、10分を超える診察は断っているとのことであった。

相談者は当該クリニックへの不信感を払拭しきれていないと考えられるが、クリニック側の考え方は把握したとのことで、本件は終了している。

（石渡会長）　法改正で合理的配慮の義務が民間事業者にも適用されるが、これは法律違反になるのではないか。

（曾我委員）　本件は、不当な差別的取扱いの話と思われるので、改正に関わらず問題になる事案ではないか。障害者差別解消法を離れても、医師法上の応召義務もある。クリニック側の考え、事情もあるため断定はできないが、色々な問題をはらんでいるケースであると考えられる。

（宮田委員）　資料２整理番号12番、知的障がいの方の親からの相談内容を見たところ、障害者差別というより、単なる嫌がらせのように感じた。

このような案件をなくすためにはどうしたらいいか、法律云々ではなく、本当の偏見の払拭のため、親の会としても頑張らなくてはいけない。

（石渡会長）　障害者差別解消法では対応し切れない、意識の問題のようなものをどうしたらよいのかと感じることは非常に多い。

（川﨑委員）　周囲の人たちの理解を得られないことが非常に大きな問題で、どのように啓発活動を進めていくか、区とも考えていきたい。

（石渡会長）　教育の在り方なども含め検討していかなければならないと感じる。

（荒木委員）　資料２整理番号６番のプールの件について、車いすの方の合理的配慮という考えに違う部分もあるかと思う。相談者と直接、話をしてみなければ分からないが、介助者がつけられないのか、気楽に相談をしたり、同行いただける方が見当たらないのか。そこも含め、改善がされていないことは心苦しく感じている。この場ですぐに答えは出ないが、こちらでも考えていきたい。

（志村委員）　資料２整理番号６番、９番について、このようなことが、まさに建設的対話ということ。当事者はいないが、周りが気づき考え合っていく。間に区等が入ったことが良かったと思う。このような積み重ねが大事である。

資料２の欄外に、「相談者から障がい者差別であるとの申出があった内容を掲載しています」と書かれているが、例えば、障がい者差別だと分からない人たちについて、周囲が気づき、言わない限りは埋もれてしまう。

法改正される中で、地域が把握すべき情報の収集をしていくことが盛り込

まれていると思われるので、親の会の出番かもしれないが、色々なところに網を張り、さぽーとぴあでも、そのような視点を持ち、これは差別案件ではないかと疑い、拾っていく作業をしてもらいたい。

（２）東京都での相談受付状況について（令和２年度下半期）

障害福祉課長が資料４及び資料５に基づき説明

（障害福祉課長）　現在、コロナ禍の中でマスク着用についてトラブルが多く生じている。理由があってマスク着用が難しい方に対して、周囲の理解を求めるための区の取組を紹介する。

福祉部で、理由があってマスクを着用できないことの意思表示用に缶バッヂを作成した。各地域庁舎、障がい者総合サポートセンター、障害福祉課で配布している。

身近に該当者がいれば、ご案内をしてもらえると大変ありがたい。

（３）障害者差別解消法パンフレット（児童向け版）の活用実態調査について

障害福祉課長が資料６に基づき説明

（石渡会長）　パンフレットは配布すると、そこで終わってしまうことが多いが、アンケートを実施し、後につなげる取組は本当に大事なことと感じた。

（閑製委員）　小学５年生は特に障がいに関して、多くの勉強をしており、４年生も勉強に取り組んでいる。私どもの会でも理解啓発活動として、心のバ

リアフリーを進めるため、キャラバン隊を組み、特に知的障がい者の理解を進めている。外見だけでは理解がされにくいところを含め啓発活動を行っている。今年度も幾つかの学校から依頼を受けているため、障害福祉課とも協働し周知をしていきたい。

パンフレットについて、とても理解できているところも多く見受けられるため、今後とも継続していきたい。

（石渡会長）　親の会のキャラバン隊の成果を色々なところで感じており、今年は活動を広げていただきたい。また、子どものときにこのような学ぶ場があることは大事だと感じた。

（長尾委員）　子どもたちへの啓発の活動について、私自身も小学校のときに障がいのある子どもと一緒に活動をしていた。パンフレットの使用や、学校の授業、ホームルームの時間で学ぶ時間も大事だとは思うが、小さなうちから一緒に活動をすると、子どもなりに気づくことがある。何ができるわけではないが、実際にその中で育ってきた私の感想である。

差別解消ということで、色々な事例が出てきたが、当事者にしてみると追い詰められることであり、貼り紙の件もそのように捉えられる。そのときに思うことは、やはり様々な場所に相談できる場があること、一人ではないということで随分と救われると思う。今日、明日で、解消されることではなく、色々な方が世の中におられるため、一人で対峙できるものでもないが、そこを支えてくれている人たちがいることを知っているだけでも、とても心強いのではな

いか。

（川﨑委員）　パンフレットには精神障がいのことが載っていない。精神障がいについて、小学校から色々と心の問題での不登校等、いじめもあるため、ぜひ次の機会には、精神障がいのことを取り入れてほしい。

（志村委員）　閑製委員が仰っていた親の会のキャラバン隊、心のバリアフリーすすめ隊をつくったのは自分の年代であるが、親たちが自分の子どもの障がいについて語ることは、親も障がいについて教わらず親になっているため、親たちにとっても学びがあった。

（５）障害福祉課への意見要望の冒頭の意見が素晴らしいと思った。障がい理解について、どのようなカリキュラムでどう取り組むか、教育委員会と連携を取る必要がある。

長尾委員はおそらく小学４年生以前から障がいのある子と出会っていると考えられる。道徳、生活科、何の時間でも行事でもよいが、特別支援学級等との交流の機会をぜひ親の会でも進めてほしいと思っている。

親の会だけではなく、区としても考えていってほしい。嫌悪感を持たれる障がいのある人、家族について嫌悪感を抱くということは、無理解からである。知らないから怖い、知らないから嫌だ、それを少しでも減らしたいと思う。

川﨑委員の仰られたパンフレットに精神障がいがないというのは、パンフレット内で、恐らく心の中というところで表したのではないかと考えるが、いかがか。

（川﨑委員）　心の問題ということではなくて、精神疾患というようなことで学ん

でもらいたいと思い意見を述べた。

（山根氏）　学校のことに関して、小さなうちから学び、積み重ねていくことはとても重要なことであると感じた。例えば低学年で１回、４年生で１回、また中学に行ってからも１回というように、繰り返し学ぶことも大事かと思われる。パンフレットの活用を何回か繰り返すことも検討してほしい。

（砂岡委員）　施設のお祭り等に中学生が大勢来ている。障害福祉課から能動的に働きかける連携でもいいが、例えば、専門家講師リストを作成し配付する、あるいは各施設長が近くの小学校に出向いて、講話をしていただくことは非常に大切なことであるため、能動的な働きを行い、前に進めていただければと思う。

（学務課長）　学校における様々な体験活動について、資料では大森東福祉園が紹介されているが、区内の複数の障害者施設と各小学校とで交流を持っている。児童が各施設に赴き、様々なレクリエーション活動を一緒に行ったり、施設の方が学校に来て授業の様子を見学したり、交流型の授業に参加していることも聞いている。交流を通して障がいを考えるという機会を持っているところである。

対象の学年について、教育委員会では一定の年齢を配慮し、小学４年生を対象としてパンフレットを授業で取り扱っている。ただ、体験型のレクリエーションや、交流については低学年でも可能なため、現在はコロナ禍で行われていないが、各障害者施設が近くにある学校は、施設のお祭り等でも交

流している。これらを含め、教育委員会として、また学校側にも様々なはたらきかけを行っていきたい。

（障害福祉課長）　以前、防災訓練で養護学校に出向いた際、心のバリアフリーすすめ隊から知的障がいを学び、理解が格段に進んだ経験があった。

先程、川﨑委員からお話のあった精神疾患の取扱いについては、志村委員の話されたとおりで、心の中の分かりにくさという部分の中で精神の部分も扱わせていただいているが、より理解されるような取組については、進めていかなければいけないと思っている。

今回のアンケートにより、先生方に対しても意識啓発としてパンフレット活用をしていただいたり、学校の正直な気持ちとして、心の中の障がいについて取扱いが難しいということも把握できた。

学校側の事情を把握できたことは、大変ありがたく、どの部分の取扱いが難しいと先生方が思われているのか、より具体的に教育現場、教育委員会事務局と話し合いをできるきっかけをいただいたと思っている。

学務課とも今まで以上に連携しながら、この部分の拡充を行い、引き続き、委員の皆様からご教示いただきたいと願っている。

（４）障害者差別解消法の改正について

障害福祉課長が資料７に基づき説明

（吉田委員）　全体を聞いて、障がい者がいたら助け合うことができる、それが当

たり前の社会になるといいと感じた。

（石渡会長）　国が指し示していることだけではなく、当たり前の助け合いができる地域をつくっていく、そうなれば最初に出た差別感をどうしていくかということも課題になってくると思われる。

（杉山委員）　資料６の特別支援学級と通常級の交流会というのは、同じ学校同士か。

（学務課長）　同じ学校の中に特別支援学級が設置されており、その中で通常級の児童と特別支援学級の児童が交流している。

（杉山委員）　同じ学校同士の交流もとても素晴らしいが、違う学校の特別支援学級に行く機会もあるとよい。

５　閉会